

○八尾市人権尊重の社会づくり審議会規則

平成13年4月27日規則第23号

改正

平成20年3月31日規則第39号

平成25年3月30日規則第4号

令和元年6月20日規則第6号

八尾市人権尊重の社会づくり審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市人権尊重の社会づくり条例（平成13年八尾市条例第11号）第5条第5項の規定に基づき、八尾市人権尊重の社会づくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会会長及び審議会副会長)

第2条 審議会に会長（以下「審議会会長」という。）及び副会長（以下「審議会副会長」という。）を置き、委員の互選により定める。

2 審議会会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 審議会副会長は、審議会会長を補佐し、審議会会長に事故があるとき、又は審議会会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、審議会会長が招集し、審議会会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会会長は、審議会に諮り、会議を非公開とすることができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(意見の聴取等)

第5条 審議会会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 審議会会長が必要と認めるときは、専門的事項を分掌させるため、審議会に専門部会（以

下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、審議会会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に会長（以下「部会長」という。）及び副会長（以下「副部会長」という。）を置き、部会に属する委員のうちから審議会会長が指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会長は、部会を代表し、部会の会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 第3条及び前条の規定は、部会について準用する。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、人権文化ふれあい部人権政策課において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第39号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月30日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和元年6月20日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。